

**清川村立学校の教員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画**

令和8年3月

清川村教育委員会

清川村立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

< 目 次 >

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5	関連する取り組み、今後のフォローアップについて	7

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

- 清川村教育委員会では、「神奈川県教員の働き方改革に関する指針（以下「県指針」という。）」に基づき、教員の働き方改革を進めています。
- 本計画は、「自己実現を目指す自立した人間の育成」「豊かな心と健やかな身体を備えた人間の育成」「社会の形成者としての資質の育成」を図る教育と持続可能な村立学校の運営の実現にむけ、教員の勤務実態を把握・改善し、よりよい教育環境を実現するために策定します。
- 本計画を進めることにより、教員一人ひとりが心身の健康を保持・増進し、自らの人間性や創造性を高めるとともに、子どもたちと向き合う時間の確保や、効果的に教育活動を行うための準備の時間を確保することにより、子どもたちにとって、より良い教育を行うことを目的とします。

(2) 清川村の現状

- 村教育委員会では、令和6年3月に、所管する学校の教員に向け「学校における教職員の働き方改革について」を発出し、教員の業務量負担軽減にむけた、人的資源の確保・配置を行うとともに、教員の在校時間の把握・管理を行い、時間外在校等の時間の縮減について取り組んできました。
- こうした取り組みの結果、本村における教員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下の通りでした。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合	年間360時間を上回る割合
小学校	25時間30分	7.7%	0%	28.6%
中学校	20時間11分	3.8%	0%	10.0%

- 本村の村立小中学校の令和6年度の時間外在校等時間は、月45時間を超える割合が、小学校で7.7%、中学校で3.8%、月80時間を超える割合は小中学校共に0%、年間360時間を超える割合は、小学校28.6%、中学校10パーセントでした。

県指針に記載されている令和5年度の県内小中学校の調査結果と比較すると村立小中学校の時間外在校等時間の目標達成率は高いと言えます。しかしながら、一定の改善はみられるものの、依然として県指針の目標である、月45時間超の教員の割合0%、年間360時間超の教員の割合0%については、達成することができていない状況です。

○ こうした現状を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定します。

2 目標

本計画において、清川村教育委員会は、私立学校教育職員の「長時間勤務の是正」と「ウェルビーイングの向上」を図るため、次のとおり神奈川県教育委員会と共通の目標を設定します。

※ウェルビーイングとは、身体的、精神的、社会的に良い状態であることをいいます。

長時間勤務の是正

○在校等時間の把握を徹底し、時間外在校等時間を縮減します。

【目標】		
時間外在校等時間	月45時間超の教育職員の割合	0%
	年360時間超の教育職員の割合	0%

ウェルビーイングの向上

○働きやすさと働きがいの両立を目指します。

【目標】	
「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教員の割合	80%以上
「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合	80%以上

3 計画の期間

本計画における対象期間は、令和8年度から令和11年度までの概ね4年間とします。また、年度ごとに、「時間外在校等時間」の集計及び県が実施する「教員の働き方改革に係る意識調査」の結果により現状を把握し、次年度の改善に繋がります。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本計画では、国が示す「学校又は教師の業務の3分類」を踏まえ、本村の実情に応じて、位置づけを整理した上で、優先的に見直す業務や適正化を図るべき業務を整理し定めています。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- 学校運営協議会（コミュニティスクール）等による通学路の見守り活動を推進等を検討します。

イ 放課後から夜間等における校外の見回り、児童・生徒が補導されたときの対応

- 放課後、特に勤務時間外から夜間等における校外の見回りについては、学校による対応は原則行わないこととします。
- 児童・生徒が補導されたときの対応については、保護者が第一義的責任を有することを踏まえた上で、児童・生徒の状況に関し緊急の措置が必要な特別な場合を除き、学校による対応は行わないこととします。

ウ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- 清川村教育委員会が、保護者等からの過剰な苦情等を含め、学校と保護者等との間で解決が困難な問題に対応していきます。
- 県教育委員会に配置しているスクールロイヤーにつなげるよう依頼し、学校現場で発生する諸課題に対して、学校が法的側面からの助言を得られる環境整備に努めます。
- 保護者・地域からの相談等を的確に把握するため、勤務時間内の通話録音機能の導入を検討します。また、勤務時間外における自動音声応答機能を導入し、教員の負担軽減を図っていきます。

② 教員以外が積極的に参画すべき業務

ア 学校徴収金等の徴収・管理

- 国の指針では、「学校以外が担うべき業務」と位置付けられていますが、学校によって様々な特色があり、学校徴収金等の種目や金額も異なることから、直ちに学校徴収金等の公会計化を行い、学校以外が徴収・管理業務を担うことは難しい現状があります。
- こうしたことから、当面は、私費会計業務の見直しや簡素化により、教員の業務負担軽減に取り組みます。また、更なる負担軽減に向けて、事務補助員の配置や出納管理システムの導入等についての検討を行います。

イ 調査・統計等への回答

- 調査内容を毎年度精査し、調査回数の縮減や回答方法の工夫、デジタル技術の活用などによる更なる負担軽減を図ります。
- 校務支援システムの機能等を活用することにより、村教育委員会から各校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減します。

ウ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- 広報資料の作成に当たっては、ポイントをまとめた資料やテンプレート等の活用を通じて負担軽減を図ります。また、ホームページの管理・運営の支援に教員以外の人材等の活用を検討していきます。

エ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ICTに係る技術や知識の有無に関わらず日常的に機器や設備を保守・管理できるように、専用のヘルプデスクによる支援を行うほか、システム改修等による負担軽減を検討していきます。
- 小学校及び中学校において、生徒アカウント等の管理の負担軽減を図るため、システムの機能改修やマニュアルの改善等を進めます。

オ 学校のプール管理

- 外部委託を含めた教員以外の人材活用を検討します。

カ 児童・生徒の休み時間における安全への配慮

- 小中学校における児童・生徒の休み時間における安全への配慮について、学級担任等の特定の教員のみが対応するのではなく、スクールサポートスタッフなど、教員以外の人材等による支援が得られるよう検討します。

キ 校内清掃

- 教員は児童・生徒が行う教室等の清掃指導を行うこととし、その役割を超える業務について、教員以外の人材等の活用を検討します。

ク 部活動

- 活動時間は中学校の実態に応じて、平日の活動は週4日以内、活動時間は最長2時間程度、大会期間をのぞいた土日の活動は、どちらか1日3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすることを徹底します。
- 部活動指導員の配置拡充に加え、部活動インストラクターの単独引率に係る条件の緩和を検討します。
- 令和7年12月に国から示された改定ガイドラインの趣旨等も踏まえ、部活動や部活動顧問の在り方について、検討していきます。
- 大会運営業務に携わる教員の負担軽減に向けて、中体連等と協議していきます。
- 原則、休日の活動全て、部活動の地域展開の実現を目指します。また、平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充を検討していきます。

③教員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 給食の時間における対応

- 小学校の低学年においては、給食の準備・片付けについて、スクールサポートスタッフなど、教員以外の外部人材の活用を検討します。

イ 授業準備

- ICTの活用、教材の共有等を進めるとともに、ICT支援員による技術支援や業務アシスタントの活用による負担軽減を進められるように検討します。

ウ 学習評価や成績処理

- 指導と評価の計画の活用や、教材及び単元末等のテストの共通化を進めることで教員個人の負担軽減を図ります。
- 校務支援システムの導入に合わせ、児童・生徒の情報入力の効率化を図ります。

エ 学校行事の準備・運営

- 児童・生徒の成長に必要な行事を精選し、準備・運営に当たっては、コミュニティスクールを活用し、地域と連携した運営を進めるとともに、必要に応じてボランティア等の教員以外の人材を活用します。

オ 進路指導の準備

- 中学校においては、進路関係資料の整理や作成等へのスクールサポートスタッフなど、教員以外の業務アシスタント等の配置を検討するほか、校務支援システムを活用した業務の効率化を促進します。

カ 支援が必要な児童・生徒・家庭への対応

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを各小中学校に配置し、教職員と連携・協働した効果的な支援体制を構築します。
- 各小中学校においては、教育相談コーディネーターを中心とした、チーム支援の強化を図り、組織的な対応ができる体制を構築します。
- 特別支援学級については、介助員やスクールサポートスタッフ、地域ボランティア等の教員以外の人材の活用を図り、きめ細かい支援を行います。
- 外国につながるのがある生徒への指導・支援について、地域人材の活用やNPO法人等外部機関との連携を進めます。

(2) 学校における措置の推進

学校における働き方改革の取り組みの実効性を高めるためには、「働きやすさ」と「働きがい」の両立が重要です。

時間外在校等時間の縮減に向けた方策として、児童・生徒や学校の実情を踏まえた、教育活動の重点化、業務の廃止も含めた精選を行うことや、教職員相互、教職員と保護者との信頼関係の構築なども含めた学校マネジメントの実現を目指します。

- 教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する観点から、必要に応じて教育課程の見直しを行います。
- 学校行事については、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合し、保護者や地域等と連携した運営を進めます。
- 授業時数の見直しと併せて、放課後に行われる児童・生徒の活動時間（補習及び部活動を含む。）を教員に割り振られた勤務時間内に適切に設定するなどの工夫を行います。
- 指導と評価の計画を活用し、組織的な授業改善を進めるとともに、教材及び単元末等テストの共通化を進めるなど、教員個人の負担軽減を進めます。
- 職務経験が少ない教員に対する、指導教員の役割を明確にし、助言や支援を得られやすい体制を整備します。
- 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るに当たっては、管理職や総括教諭が働き方改革の視点を持ち、改善策を講じます。
- 職員会議など、各種会議についての見直し、縮減や合理化を徹底します。
- 教員以外でも対応可能な業務について、業務アシスタント（スクールサポートスタッフ）等の更なる活用を検討します。
- 学校運営協議会における協議等を通じて、取組に対する保護者や地域の理解促進を図ります。

(3) 教員の健康及び福祉の確保に関する取り組み

教員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- 労働安全衛生法に基づき、1箇月あたり80時間を超える時間外労働を行うなどの要件に該当した教員に対し、医師による面接指導の実施を検討します。
- ストレスチェックを実施し、必要に応じて、教員が産業医等による助言・指導又は保健指導を受けられる体制を構築します。
- 心身の健康問題について相談窓口の設置を検討します。
- 学校現場の実情を踏まえ、柔軟な働き方を推進するための環境整備について検討します。
- 年次休暇の取得促進や学校閉庁日の設定など、これまで行ってきた取り組みを引き続き進めます。また、完全退勤時間の設定・遵守などの取り組みを検討します。

5 関連する取り組み、今後のフォローアップについて

- 取り組みを着実に実行するため、毎年度、計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議に置いて報告することとします。
- 保護者、地域に本計画の内容を周知し、協力を得られるよう努めます。
- 学校における教員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立を図るためには、校長がリーダーシップを発揮し、効果的に学校マネジメントを行うことが重要であるため、その支援に向けて、外部アドバイザーなどによる支援策について検討します。
- 教員一人ひとりの働き方改革への意識醸成を図るため、研修の受講を推進します。
- 勤務時間管理システムを活用し、客観的勤務時間の把握を徹底するとともに、時間外在校等時間が規則上限を超えた場合に、当該職員に対して個別に注意喚起等を行います。
- 村教育委員会は、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らし併せて課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に時間外在校等時間が長時間となっている教員がいる場合や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を検討します。
- 学校と保護者との間の迅速な連絡・情報共有を図るため、学校・家庭連絡システムの導入を検討します。
- 教員の情報共有手段である校務支援システムを導入します。
- 県が実施する教員を対象とした「教員の働き方改革に係る意識調査」の結果により、現状を把握し、教員取り組みに対する受け止めや、改革を進めるための意見や要望などを把握し、効果的に活用を図ります。
- 働きやすい職場環境を実現するため、職員室等のオフィス環境の定期的な点検と改善に努めます。
- 各学校における働き方改革の取り組みが進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を検討します。各学校においては、校長を始めとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取り組みを実施します。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本村における「業務の3分類」を始めとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。